

諮問日：令和4年3月28日（令和3年度（最情）諮問第58号）

答申日：令和4年9月13日（令和4年度（最情）答申第15号）

件名：外国法曹の接遇及び外国研修員の受入れに関する事項に関するマニュアル
その他の文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

最高裁判所事務総局秘書課渉外第一係の所掌事務である、外国法曹の接遇及び外国研修員の受入れに関する事項に関するマニュアル、事務処理要領その他の文書（最新版）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「「プロトコール資料」と題する文書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年2月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明であるし、閲覧のみしか認められない部分があることの理由も不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、本件不開示部分が法5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張するが、本件不開示部分には、以下の情報

が記載されているため、法5条各号に定める不開示情報に相当する。

(1) 法5条1号の情報について

本件対象文書には個人の氏名が記載されているが、この情報は法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。

なお、個人の氏名のうち開示したものについては、同号ただし書イに相当するから、開示した。

(2) 法5条6号の情報について

ア 本件対象文書には裁判所内で外国の高位法曹を応接することが予定されている部屋として最高裁判所の部屋の名称が記載されているが、この情報は庁舎管理及び警備上の要請から、高い秘密性が認められる。

よって、この情報は、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に相当する。

イ 本件対象文書には最高裁判所における外国法曹の招へい及び訪問時の席次の過去例や席次に関する意見が記載されているが、諸外国に対する最高裁判所の接遇の基準を公にすることにより、個別の案件に応じた具体的で柔軟な調整が困難になるおそれがある。

よって、この情報は、公にすることにより招へい事務及び受け入れ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

2 なお、苦情申出人は、閲覧のみしか認められない部分があることの理由が不明である旨も主張しているが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年3月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年7月15日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年9月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、個人の氏名、最高裁判所の部屋の名称、最高裁判所における外国法曹の招へい及び訪問時の席次の過去例や席次に関する意見が記載されていることが認められる。

(1) このうち、個人の氏名は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書きからハまでに相当する事情は認められない。

(2) 最高裁判所の部屋の名称は、見分の結果によれば、最高裁判所内で外国の高位法曹を応接することが予定されている部屋として記載されていることが認められる。上記見分の結果を踏まえれば、この情報を公にすると、外国の高位法曹を応接する際の当該法曹の所在等が明らかになり、庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることができる。したがって、この情報は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

(3) 最高裁判所における外国法曹の招へい及び訪問時の席次の過去例や席次に関する意見は、席次という事柄の性質上、社会的地位の序列に従って定められると考えられることから、この情報を公にすると、諸外国に対する最高裁判所の接遇の基準が明らかになり、接遇について個別の案件に応じた具体的で柔軟な調整が困難になるおそれがあるといえる。したがって、この情報は、外国法曹の招へい事務及び受け入れ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることができるから、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

2 苦情申出人は、本件対象文書の開示の実施方法として、閲覧のみとされている部分があることの理由が不明である旨も主張しているが、同主張は原判断の当否に関するものではなく、上記の判断を左右するものではない。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号に

規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子